**保育所等利用申込みチェックシート**

平成30年度

児童氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成　　　年　　　月　　　日生）

以下の内容ご確認後、確認欄にチェックの上、署名をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確認内容 | 確認欄 |
| １ | この申込書は平成３０年度のみ有効です。年度ごとに申込みが必要になります。※新年度申込みは、例年10月頃となっています。 |  |
| ２ | 保育所等の利用は毎月1日付けです。 |  |
| ３ | 必要に応じて、世帯状況、就労状況及び世帯員の課税状況などの調査をすることがあります。また、虚偽の申込みをした場合は利用決定を取り消します。 |  |
| ４ | 希望する保育所等に見学へ行き、開所時間や受入可能な月齢を確認しましたか？各保育所等で特色のある保育を行っておりますので、事前に希望される保育所等に見学を行ってください。 |  |
| ５ | 希望園を1つしか記入しなかった場合、その保育所等のみ選考対象になります。 |  |
| ６ | 複数の希望園を記入した場合、通園できる保育所等を書きましたか？※審査の結果、利用が内定した後に辞退をすると年度内の利用選考において選考指数から減点となります。第2希望園以降の保育所等に決まった場合に辞退をすることのないようにお願いします。（希望園の変更は、毎月10日まで可能です。ただし、4月利用の場合は、新年度申込み受付期間内で希望園の変更ができます。） |  |
| ７ | 利用選考は期限までに提出された書類によって審査します。保育を必要とする事由を証明するための書類を期限までに提出されない場合は、利用選考において、選考指数から減点となります。期限後に提出された書類は次回の選考から考慮します。 |  |
| ８ | 利用を希望する保育所等に児童の状況や保育事由等の情報提供することに同意します。 |  |
| ９ | 申込書の内容に変更が生じた場合は、直ちに小田原市保育課へ連絡します。 |  |
| 10 | 保育料については、父母が一定の収入に達していなければ、同居の祖父母の税額から決定する場合があります。また、その年の1月1日に小田原市に住民票がない方で、課税証明書等が未提出である場合は、最高額の保育料になります。（その後に提出があった場合は再算定し、改めて通知が届きます。） |  |
| 11 | 過去に保育料の滞納がある世帯は、利用選考において選考指数から減点となります。 |  |
| 12 | 転園希望については、保育の実施を受けていない新規申込みを優先します。また、転園が内定した際は、現在利用している保育所等は退所となります。なお、内定を辞退した場合でも、現在利用している保育所等は退所となります。 |  |
| 13 | 利用を希望する児童以外に小学校入学前の兄弟姉妹等の児童がいる世帯で、保育所等施設および幼稚園に在園しておらず、保育所等の利用申込みをしていない場合は、利用選考において選考指数から減点となります。裏面あり |  |
| 14 | 4月2次の利用選考の結果、入所が出来なかった場合、5月以降の利用選考の継続について意向調査があります。引き続き利用選考を希望する方は、希望票の提出が必要です。 |  |
| 15 | 平成３０年度4月利用が内定した方で、既に平成２９年度中の利用申込をしている場合、2月及び3月の利用選考については、原則4月利用が内定した施設のみの利用選考となります。他の施設を希望する場合は、希望園変更届の提出が必要です。 |  |

≪育児休業を取得中の方へ≫（該当する項目にチェック等をしてください）

|  |
| --- |
| ●育児休業期間中ではあるが、復職を早めて利用を希望する場合は、就労証明書の『保育所等入所次第育児休業を切り上げて職場復帰可能』が「可」である必要があります。・・・・・・・・・●希望月に利用できずに育児休業取得の期限がきてしまった場合、　育児休業の延長ができる（　平成　　年　　月　　日まで　）⇒　　延長した期限まで家庭で保育する　　　　　→利用事由がなくなりますので、申込みの取下げが必要です。⇒　　延長した期限までに利用でき次第復職する　　　　　　　　　　→申込後に延長が可能となった場合、就労証明書の提出が再度必要です。就労証明書には、延長可能な期間の記載に加えて、『保育所等入所次第育児休業を切り上げて職場復帰可能』が「可」である必要があります。　育児休業から復帰　⇒　その場合の預け先（　　　　　　　　　　　　） |

保育所等利用申込みについて上記の内容をすべて確認しました。

平成　　年　　月　　日

保護者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名